

議案第90号

加西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

加西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和2年11月30日提出

加西市長 西村 和平

加西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

加西市国民健康保険税条例（昭和42年加西市条例第52号）の一部を次のように改正する。
附則第4項及び第5項中「第35条の2第1項」の右に「、第35条の3第1項」を加える。

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(審議資料)

地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）が令和 2 年 3 月 31 日に公布され、個人が低未利用土地等を譲渡した場合の譲渡所得から 100 万円を控除することができる特例が創設されたことに伴い、所要の改正を行うもの。